

各 位

会 社 名 美濃窯業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 太田 滋俊
コ ー ド 番 号 5 3 5 6
上 場 取 引 所 名証第二部
問 合 せ 先 執行役員 管理部門担当
兼 総務人事部長 長谷川 郁夫
TEL (052) 551-9221

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、改正後の内容につきまして下記のとおりお知らせいたします。

記

「内部統制システム構築の基本方針」

1. 当社及び当社グループ会社(以下、「美濃窯業グループ」という)の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 美濃窯業グループの取締役及び使用人は、その職務執行にあたり、当社の経営理念及び「企業倫理規程」、「行動規範」の下に、各法令、定款、取締役会規程並びに社内規程を遵守し、職務の執行を行う。
- ② 当社の経営理念、「企業倫理規程」、「行動規範」、各法令、定款、社内規程は常時閲覧できる環境を整備し、美濃窯業グループの取締役及び使用人に周知徹底し、所管部門による教育・研修を通じて、法令遵守及び経営の透明性・健全性を図る。
- ③ 内部統制室による内部監査を実施して、美濃窯業グループの業務全般にわたる内部統制及び業務執行の妥当性・法令遵守性を確保する。
- ④ 美濃窯業グループの取締役及び使用人が企業倫理や行動規範に違反する行為やその疑いがある行為を発見した場合に直接通報・相談することができるように「内部通報規程」を定め、内部通報窓口を監査役会に設置し、通報者に対し不利益な扱いが行われないようにし、問題の早期発見・未然防止を図る。
- ⑤ 当社は、市民活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で対応をし、不当な要求や、組織暴力、犯罪行為に対しては警察等の外部専門機関や顧問弁護士等と緊密に連携を取り、組織的に対処するとともに、取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備・維持する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、取締役が「稟議規程」に基づいて決定した文書（電磁的記録を含む）など、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。
- ② これらの文書（電磁的記録を含む）については、「文書管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」等に基づき、情報の取扱い・保管・管理に関して適切な運用を図るとともに各取締役、各監査役の要求があるときは、これを閲覧に供する。

3. 美濃窯業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に基づき、代表取締役社長がリスク管理の統括責任者として、リスクの 카테고리毎に責任部門を定め、当社グループにおいて発生したリスクを統括的に管理する。必要に応じて顧問弁護士その他社外の専門機関によるアドバイザーチームを組織するなど、迅速かつ的確な対応を行い、損失の拡大を防止するとともに、これを最小限に留める態勢を整える。また、平時においても各部門においてその有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組む。

4. 美濃窯業グループの取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 取締役は、「取締役会規程」、「職務権限規程」、「職務分掌規程」等に基づいた役割と権限に従い、適正かつ迅速に意思決定を行い、常に効率的に職務を執行する。
- ② 職務執行の効率性を高めるために執行役員制度を導入し、代表取締役社長は取締役会の方針や決議事項を執行役員に指示、伝達し、執行役員は業務執行状況を報告する。
- ③ 取締役、監査役及び執行役員で構成する経営会議を設置し、取締役会の意思決定が迅速かつ効果的に行われるよう情報を共有する。

5. 美濃窯業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、事業目的を遂行し、相互の利益を増進するため指導・助成を行う。また、グループ経営の一体性を確保するために各種規程等を当社と整合性をもったものとするよう指導する。
- ② 内部統制室は、定期的子会社の内部監査を実施することで、美濃窯業グループ全体の業務にわたる内部統制の効率性と有効性の確保に努める。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、遅滞なく監査役の下に使用人を配置することとし、その人事並びに人事考課については、監査役の意見を聞く。
- ② 当該使用人が他の職務との兼務である場合には、当該使用人の独立性に配慮するとともに、監査役が指示した職務の遂行に支障を来さないよう特段の配慮をする。

7. 美濃窯業グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 美濃窯業グループの取締役は、取締役会及び経営会議においてその担当する業務の執行状況やその他報告すべきと認められる事項について報告を行う。
- ② 美濃窯業グループの使用人は、業務または業績に与える重要な事項を発見した場合は、遅滞なく監査役に報告する。
- ③ 前項に関わらず、当社の監査役はいつでも必要に応じて、美濃窯業グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ④ 当社は、監査役へ報告を行った美濃窯業グループの役員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に応じて職務の執行に必要なと認められる場合を除き、費用の前払いまたは精算手続きが滞りなく処理されるよう努める。

9. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、法令に定める権限を行使して会計監査人、内部統制室と連携して、取締役職務執行の適法性、妥当性及び効率性について監査を行う。

- ② 代表取締役は、監査役と定期的に、または必要あるときには随時会合を持ち、事業報告とは別に会社経営に関する意見交換の他、意思の疎通を図る。
- ③ 監査役会が必要と認めた業務監査の実施に当たっては、当社の取締役及び使用人はこれに協力する。

10. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに基づき、美濃窯業グループの財務報告の信頼性を確保するために、内部統制規程を定め、内部統制システムの整備及び運用を適切に行うとともに、その有効性を継続的に評価し、必要な改善策を実施する。

以 上